

浦添市地域包括支援センター業務委託
公募型プロポーザル実施要項

令和8年7月
浦 添 市

I 目的・概要

1 目的

浦添市では、介護保険法(平成9年法律第123号。以下、「法」という。)に基づき、市が設置する「浦添市地域包括支援センター」(以下「センター」という。)について、その運営業務を委託する受託候補者を公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により選定します。

2 センターの日常生活圏域等

委託するセンターの日常生活圏域等は、次のとおりです。

日常生活圏域	設置数	担当区域(行政区)	65歳以上人口推計 (令和11年度)
浦添中学校区	1	仲間、経塚、茶山、安波茶、前田、浦添ニュータウン、浦添グリーンハイツ、浦添ハイツ、県営経塚団地、前田公務員宿舎	5,127人
仲西中学校区	1	仲西、城間、大平、宮城、屋富祖、浅野浦、キャンピングザー	7,399人
神森中学校区	1	勢理客、神森、内間、小湾、沢岬、県営沢岬高層住宅	5,365人
港川中学校区	1	港川、上野、牧港、牧港ハイツ、浦添市街地住宅、マチナトタウン、港川崎原、浦城、伊祖、緑ヶ丘、県営港川団地	5,970人
浦西中学校区	1	西原一区・西原二区・当山・広栄・浦西・安川 当山ハイツ・陽迎橋	3,440人

※複数の日常生活圏域への応募可とします。

3 委託業務

委託する業務は、法第115条の46第1項に規定するセンターとしての機能及びこれに関する政省令等に定められた業務を含む次の業務です。なお、詳細については、別添「浦添市地域包括支援センター業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照ください。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

ア 第一号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号ニ)

※別途委託契約を単年度ごとに締結する。

イ 一般介護予防事業【介護予防把握事業】

(浦添市介護予防・日常生活支援総合事業実施規程第5条第1項第2号ア)

ウ 一般介護予防事業【介護予防普及啓発事業】

(浦添市介護予防・日常生活支援総合事業実施規程第5条第1項第2号イ)

(2) 包括的支援事業

ア 総合的な相談支援事業(法第115条の45第2項第1号)

イ 権利擁護事業(法第115条の45第2項第2号)

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント事業(法第115条の45第2項第3号)

エ 生活支援体制整備事業(法第115条の45第2項第5号)

オ 認知症地域支援・ケア向上事業(法第115条の45第2項第6号)

カ 地域ケア会議の実施(法第115条の48)

(3)任意事業

ア 家族介護支援事業（法115条の45第3項第2号）

（ア）介護教室の開催

（イ）認知症高齢者見守り事業

（ウ）家族介護継続支援事業

イ 認知症サポーター等養成事業（法115条の45第3項第3号）

4 その他の業務

介護予防支援事業（法第8条の2第16項）

センターに併設して、指定介護予防支援事業所（法第115条の22）を設置し、介護予防支援事業（予防給付ケアマネジメント）を実施。

5 委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

受託者が法及びこれに関連する政令等に定められた事項を遵守しない場合等は、「浦添市地域包括支援センター運営会議」に諮り、期間の満了を待たずに契約を解除する場合があります。

6 業務対応時間等

(1) 窓口開設日 月曜日から金曜日まで（祝日、慰霊の日及び12月29日から1月3日までを除く。）

(2) 窓口開設時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他 緊急時等の対応として、電話等により24時間対応が可能な連絡体制を確保すること。
地域包括支援センターの警報発令時における開所・閉所は、浦添市役所の開庁・閉庁にあわせるものとする。

7 職員体制（日常生活圏域別の職員配置）

事業名		浦添 中学校区	仲西 中学校区	神森 中学校区	港川 中学校区	浦西 中学校区
①介護予防・日常生活支援 総合事業		1人	1人	1人	1人	1人
包括支援センター運営		4人	5人	4人	4人	3人
	②保健師	1人以上	1人以上	1人以上	1人以上	1人
	③社会福祉士	1人以上	1人以上	1人以上	1人以上	1人
	④主任介護支援専門員	1人以上	1人以上	1人以上	1人以上	1人
⑤認知症地域支援推進員		1人	1人	1人	1人	1人
⑥生活支援コーディネーター		1人	1人	1人	1人	1人
計		7人	8人	7人	7人	6人
⑦介護支援専門員等		必要数	必要数	必要数	必要数	必要数

①から⑥については専従常勤。資格要件は仕様書参照。

②から④の職員のうち、1人を管理者として置くことができる。

⑦については受託者が必要数配置することができる。

8 委託料

委託料の上限額は、次のとおりです。

- ① 仲西中学校区(8人配置):年間43,653,000円
- ② 浦添中学校区、神森中学校区、港川中学校区(7人配置):年間38,614,000円
- ③ 浦西中学校区(6人配置):年間32,687,000円

【事業毎の日常生活圏域別の上限額】※令和9年度～令和11年度(1年あたり) 単位:千円

日常生活圏域 事業名	浦添 中学校区	仲西 中学校区	神森 中学校区	港川 中学校区	浦西 中学校区
介護予防・日常生活支援総合事業	4,505	4,505	4,505	4,505	4,505
包括的支援事業					
地域包括 支援センター運営	24,965	30,004	24,965	24,965	19,037
生活支援体制整備事業	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444
認知症地域支援・ ケア向上事業	4,410	4,410	4,410	4,410	4,410
地域ケア会議推進事業	290	290	290	290	290
合計 (年間委託料)	38,614	43,653	38,614	38,614	32,687

9 施設、設備及び備品等

- (1) センターの運営を行う上で必要な広さを有する事務室を設置すること。
- (2) センターの設置場所は、サービス提供事業所や居宅介護支援事業所等と別の場所であることが明確であること。
- (3) 施設は、高齢者に配慮した設備を有すること。事務室が2階以上にある場合はエレベーターが設置されていること。
- (4) 施設内には簡易な相談にも対応可能な受付カウンターまたは、机を設置すること。
- (5) 施設内には、プライバシーが守られ、利用者が直接出入りできるなど、利用しやすい配慮がされた相談及び会議室機能を有する専用スペース若しくは部屋を設置すること。
- (6) 施設内には業務を行う上で必要な数の机、椅子、施錠できる書類保管庫、パソコン、プリンター、センター専用(直通)の電話、FAXを設置すること。
- (7) インターネット(介護予防支援事業等に係る給付管理のため)への接続が可能な環境を整備すること。また、センター専用で利用できる電子メールアドレスを取得すること。
- (8) センター専用の駐車場を1台以上確保すること。
- (9) センターの看板を1カ所以上設置し、地域住民への周知に努めること。センターの名称は「浦添市地域包括支援センター〇〇〇(字数自由)」とし、高齢者に馴染みやすい名称とすること。
- (10) 市の公共事業を受託している自覚のもと、名札、名刺、パンフレット、自動車、バイク等についても市民が見て誤解を受けないよう、受託法人名及び受託法人系列の事務所の名称等の情報を記載しないこと。
- (11) 上記に要する経費(維持管理費含む)は、受託者が負担すること。なお、上記に関する契約について、浦添市は一切関与しないものとする。

(浦添中学校区の地域包括支援センターにおいて、経塚ゆいまーるセンターを使用する際の費用負担等について別途協議となります。)

Ⅱ プロポーザル参加要件等

1 参加資格

「3 委託業務」及び「4 その他の業務」を適切、公正、中立かつ安定的に実施することができる次の要件を全て満たす事業者とする。

- ①沖縄県内で医療法人または社会福祉法人等の法人格を有しているもの。
- ②令和7年4月1日以前より、沖縄県内において主たる事務所または事業所を有し、継続して運営していること。
- ③令和9年4月1日までに、それぞれの日常生活圏域内に、センター及び指定介護予防支援事業所を設置できること。
- ④法第115条の22第2項各号に該当しないものであること。(指定介護予防支援事業者としての基準)
- ⑤地方自治法施行令第167条の4の第1項各号および第2項各号の規定に該当しないものであること。
- ⑥法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税の滞納が無いこと。
- ⑦会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされている法人でないこと。
- ⑧意向確認書(様式8)を提出していること。

2 参加手続き

(1) 提出書類

		様式	提出書類名
正本 (1部)	副本 (6部)	様式1	浦添市地域包括支援センター業務委託公募型プロポーザル関係書類の提出について
		様式2	誓約書
		様式3	浦添市地域包括支援センター運営提案書(様式3-1～様式3-17)
		様式4	職員の配置計画書
		様式5	施設整備計画書
		資料1	浦添市地域包括支援センターの配置予定職員の資格証の写し
		資料2	法人概要及び事業実績の概要
		資料3	法人の定款又は寄付行為
		資料4	法人代表者経歴書
		資料5	法人の登記事項証明書(原本とし、直近3か月以内に発行されたもの)
		資料6	法人印鑑証明(原本とし、直近3か月以内に発行されたもの)
		資料7	法人の財務状況に関する書類(財産目録、貸借対照表、事業活動収支計算書及び内訳書、資金収支計算書及び内訳書、固定資産管理台帳、収支計算分析表):直近1年分
		資料8	納税義務を負う法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、市税(法人市民税・固定資産税等)等の各納税証明書:直近1年分
		資料9	役員名簿
		資料10	予算見積書
		様式6	浦添市地域包括支援センター業務委託法人募集に伴う公募説明会参加申込書
		様式7	質問書
		様式8	浦添市地域包括支援センター業務委託法人公募に伴う意向確認書及び希望する日常生活圏域
		様式9	辞退届

※複数の日常生活圏域の応募の場合には、応募する日常生活圏域ごとに提出をして下さい。

(2) 提出期間

令和8年8月14日(金)から10月13日(火)午前9時から午後4時まで。

※土日祝日を除く。

※最終日である令和8年10月13日(火)は午後12時まで。

※原則、期間終了後の受付はいたしません。

※プロポーザル審査の順番は、校区ごと(浦添中→仲西中→神森中→港川中→浦西中)の先着順とします。

(3) 提出先 浦添市 福祉健康部 いきいき高齢支援課(浦添市役所 1階)

(4) 提出部数 正本1部 副本6部【2(1)提出書類参照】

(5) 提出方法 浦添市福祉健康部いきいき高齢支援課の担当者へ事前に連絡し、直接提出してください。
郵送等での受け付けはいたしません。

(6) 提出にあたっての留意点

① 提出書類は A4 縦型フラットファイルに左閉じとし、書類にインデックスを貼付すること。

② ファイル表面および背表紙に「浦添市地域包括支援センター業務委託関係書類」、「応募圏域」、「法人名」を記載すること。

③ 提出後の書類の追加、変更は認められない。ただし、本市の指示による追加・変更を除く。

④ 書類提出にかかる費用は、参加者の負担とする。

⑤ 提出された書類は、浦添市情報公開条例に基づき、公開の対象となる場合があります。

3 プレゼンテーション

令和8年11月13日(金)

日程等詳細については参加者に通知します。

4 公募説明会

- (1) 日 時 令和8年7月30日(木) 午前10時から
- (2) 場 所 浦添市役所 601会議室
- (3) 内 容 委託内容、提出書類の確認等
- (4) 参加者 原則、各法人3名までとする。
- (5) 申込み 申込書(様式6)に記載し、令和8年7月23日(木) 午後5時までにメールまたは FAX にて提出して下さい。

5 質問の受付および回答

当該業務及びプロポーザル実施要項等に関する質問は、質問書(様式7)に記入のうえ、メールまたは FAX にて提出してください。

FAX : 098-876-5011

Eメール : zsien@city.urasoe.lg.jp

- (1) 質問受付期間 令和8年7月30日(木)から8月6日(木) 午後5時まで
- (2) 質問の回答 令和8年8月14日(金)に浦添市ホームページにおいて公表する。

6 意向確認書及び希望する日常生活圏域

応募の意向のある事業者は、メールまたは FAX にて意向確認書(様式8)をご提出下さい。

受付期間 令和8年8月14日(金)から9月14日(月) 午後5時まで

7 参加辞退

参加を辞退する場合には、プロポーザル審査の1ヶ月前までに辞退届(様式9)にその理由を明記し提出してください。

Ⅲ 選考基準

1 選考方法

- (1) 参加者からの具体的な提案・事業計画の内容を、プロポーザル方式により、総合的に判断し選考します。
- (2) 委託する法人は、浦添市地域包括支援センター業務プロポーザル選定委員の審査により、受託候補者を選定する。

2 プロポーザル審査の実施

参加者に対するプレゼンテーションを令和8年11月13日(金)に予定しています。審査の詳細については、参加者に別途通知します。

3 選考結果の発表及び公表

- (1) 選考結果は、参加者全員に郵送にて通知します。
- (2) 選考結果の開示請求があった場合は、その請求者である当該法人の総合計点のみ開示します。

IV 選考後について

1 予定候補者との協議・契約

選考された予定候補者と本市との間で委託条件等に関する協議を行い、事業委託にかかる契約を締結します。

なお、予定候補者と本市との協議が整わない場合、又は予定候補者が委託事業を遂行することが困難となる場合は、原則として次点候補者と協議を行います。

また、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合があります。

2 業務の引継ぎ等

受託法人は、令和9年4月1日から円滑に業務が開始できるようにするため、業務の引継ぎを行ってください。業務の引継ぎを受けるにあたっては、受託法人の責任により行うものとし、引継ぎ期間における経費等は受託法人の負担とします。また、受託法人の事情により業務の実施ができなくなった場合においても、準備のために支出した費用について、本市は補償しません。

「I 4 その他業務」の介護予防支援事業者としての指定が必要となることから、開設日の前々月までにいきいき高齢支援課介護給付係に指定の申請を行い、指定を取得すること。

3 その他

(1) 介護予防支援業務

介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費(介護報酬)は、委託料とは別に地域包括支援センターの収入となります。

(2) 介護予防ケアマネジメント業務(法第115条の45第1項第1号ニ)

介護予防ケアマネジメント業務に関する単年度委託契約を別途締結し、介護予防ケアマネジメント業務に係る介護予防ケアマネジメント費は、当該委託料とは別に受託者の収入となります。

(3) 委託料の支払

受託者の請求により概算払い(年度末に精算を行う)とし、四半期ごとに支払う。その他、詳細については契約書にてこれを定めます。

4 業務開始までの日程(予定)

- (1) 募集要項の配布(公表)……………7月14日(火)
- (2) 公募説明会……………7月30日(木) 午前10時から
- (3) 質問受付期間……………7月30日(木)から8月6日(木) 午後5時まで
- (4) 質問公表日……………8月14日(金)
- (5) 意向確認書(様式8)提出期間… 8月14日(金)から9月14日(月) 午後5時まで
- (6) 提案書等提出期間……………8月14日(金)から10月13日(火) 午後12時まで
- (7) プレゼンテーション……………11月13日(金) 午前10時から
- (8) 結果通知日……………11月下旬
- (9) 業務等詳細の協議……………選定結果通知以降随時実施
- (10) 引き継ぎ期間……………令和9年2月1日(月)～3月31日(水)
- (11) 業務開始日……………令和9年4月1日(木)

V 問い合わせ先

浦添市 福祉健康部 いきいき高齢支援課(担当:伊志嶺、前城)

住所 〒901-2501 浦添市安波茶一丁目1番1号

TEL 098-876-1292(内線3541)

FAX 098-876-5011

Eメール zsien@city.urasoe.lg.jp